

事 務 連 絡

令和 8 年 6 月 2 9 日

公益財団法人児童育成協会 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
認可外保育施設担当室

企業主導型保育事業における財産処分のうち、
国庫納付に関する条件を付加しない承認等について

平素より保育行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。企業主導型保育事業については、「企業主導型保育事業における今後の方向性について（令和 7 年 12 月 23 日付事務連絡）」において、企業が役目を終えたと判断した施設に対しては、早めに事業から撤退しやすくする運用を図る旨をお示しするとともに、転用（一部転用を含む。）、廃止及び定員変更に当たり、所管自治体への事前相談を行うことを前提とした運用を検討している旨を周知したところです。

今般、上記運用にあたり、設置事業者による自治体への事前相談の状況を確認するため、別添 1 及び別添 2 の専用様式を作成し、今後、転用（一部転用を含む。）、廃止及び定員変更の申請に当たっては、設置事業者から貴協会に対し、当該専用様式の提出を求めることといたしました。

つきましては、貴協会におかれては、本事務連絡の内容を御確認の上、設置事業者へ周知いただくとともに、申請受付に当たり、当該専用様式の提出確認その他必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 依頼事項

(1) 設置事業者への周知について

転用（一部転用を含む。）、廃止及び定員変更の申請を行おうとする設置事業者に対し、別添 1 及び別添 2 の趣旨並びに提出が必要となる場面について、適切に周知してください。

(2) 申請受付時の提出確認について

設置事業者から転用（一部転用を含む。）、廃止及び定員変更の申請があった場合には、申請の内容に応じて、別添 1 又は別添 2 のほか、必要書類の提出がなされていることを確認してください。

(3) 記載内容の確認及び補正について

提出された専用様式について、自治体への相談結果、相談先、確認日その他必要事項の記載に不足がある場合には、設置事業者に対し、補正又は追加資料の提出を求めてください。

(4) 自治体への相談状況の確認について

申請内容の確認に当たり必要がある場合には、自治体への相談状況について、設置事業者追加説明を求めるほか、必要に応じて、各所管自治体への確認を行ってください。なお、こども家庭庁においても個別に各所管自治体への相談状況の確認を行う場合があることに留意してください。

2. 各申請における様式の取扱い

(1) 別添1について

別添1は、国庫納付に関する条件を付加しない転用（一部転用を含む。）又は定員変更に係る自治体への相談状況を確認するための様式です。設置事業者から当該申請を受け付ける際に、提出を求めてください。

(2) 別添2について

別添2は、国庫納付に関する条件を付加しない廃止（取壊し）に係る特例適用の可否及び自治体への相談状況を確認するための様式です。設置事業者から当該特例の適用を前提とする廃止の申請を受け付ける際に、別添1と併せて提出を求めてください。

(3) 自治体記入欄の取扱いについて

別添1及び別添2の各様式下段に設けた自治体記入欄については、必要に応じて各所管自治体へ確認を依頼する場合又は自治体への相談状況を整理する場合に活用してください。

3. 運用の概要

(1) 事前相談及び準備

設置事業者は、各種申請に先立ち、所管自治体へ相談を行いつつ、必要書類の準備を進める。

(2) 書類提出

設置事業者は、申請内容に応じて、別添1及び別添2の他、必要な書類を作成の上、貴協会へ提出する。

(3) 申請内容の確認及び審査

貴協会は、申請内容及び提出書類を確認の上、承認可否に係る審査を実施する。なお、廃止については、審査委員会を設置の上、協議を行う。

(4) こども家庭庁への申請等

転用（一部転用を含む。）及び廃止については、「国庫納付等の条件を付加しない財産処分」として、必要な書類を整理の上、こども家庭庁へ申請する。

(5) 承認結果の通知

こども家庭庁の承認結果については、貴協会から設置事業者へ通知する。

また、定員変更については、貴協会の承認結果を貴協会から設置事業者へ通知する。

なお、廃止施設については、後日、企業主導型保育事業ポータルサイトで公表することとする。

4. 留意事項

別表1及び別表2に掲げる事業又は施設については、現時点で想定している内容であり、今後の基準改正等に伴い具体的な要件や取扱いが変更となる場合があります。

以上

別表 1

(経過年数が 10 年以上の施設等に係る事業者につき、国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業)

- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童福祉施設等）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する事業（母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子・父子福祉施設）
- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等）
- ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園
- ・その他こども家庭庁所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、こども家庭庁長官等が個別に認めるもの
- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 4 に規定する重層的支援体制整備事業に掲げる事業

※ 本紙については事務連絡発出日時点での想定であり、今後の基準改正等に伴い変更となる場合があります。

別表 2

(経過年数が 10 年未満の施設等に係る一部転用について国庫納付に関する条件を付加しない施設)

- ・ 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）
- ・ 女性自立支援施設
- ・ 児童相談所
- ・ 女性相談支援センター
- ・ 保育所（分園を含む）
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設
- ・ 母子・父子福祉施設
- ・ 母子健康包括支援センター
- ・ 放課後児童健全育成事業を実施するための施設
- ・ 病児保育事業所
- ・ 乳児等通園支援事業所
- ・ 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設）
- ・ 社会事業授産施設
- ・ 地域福祉センター
- ・ 隣保館
- ・ 生活館
- ・ ホームレス自立支援センター
- ・ へき地保健福祉館
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施する施設
- ・ 社会事業授産施設
- ・ 障害福祉サービス事業を行う事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- ・ 障害者支援施設
- ・ 身体障害者社会参加支援施設
- ・ 児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

- ・相談支援を行う事業所（障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するもの）
- ・移動支援を行う事業所（障害者総合支援法に規定するもの）
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・応急仮設施設
- ・地域移行支援型ホーム
- ・障害者総合支援法に規定するその他の施設
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・小規模な介護老人保健施設
- ・小規模な介護医療院
- ・小規模な養護老人ホーム
- ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ
- ・介護関連施設等における施設内保育施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業を行う施設

※ 本紙については事務連絡発出日時点での想定であり、今後の基準改正等に伴い変更となる場合があります。